# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 19 | 医療福祉事務　基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

結城市は、医療福祉事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| | |
| --- | --- |
| 特記事項 | |

## 評価実施機関名

茨城県結城市長

## 公表日

令和7年3月14日

［令和6年10月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 医療福祉事務 |
| ②事務の概要 | 茨城県医療福祉対策要綱に基づき医療福祉事務を行っている。<br>①申請に基づき、住民票に基づく異動等及び年齢、加入保険内容、障害内容等により受給者毎に分類（妊産婦、小児、母子家庭及び父子家庭、重度心身障害者等）し資格の管理を行う。<br>②世帯員の課税状況により医療費助成対象者の判定を行い受給者証を交付する。<br>③受給者からの償還申請や審査支払機関からの請求により医療費の一部負担金の助成を行う。 |
| ③システムの名称 | 医療福祉システム、宛名管理システム、中間サーバー |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 1. 医療福祉資格ファイル　2. 医療福祉助成ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第2項、茨城県医療福祉対策要綱、結城市医療福祉費支給に関する条例 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第9号 | |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 市民生活部　保険年金課 |
| ②所属長の役職名 | 保険年金課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 市民生活部　保険年金課　（茨城県結城市中央町２丁目３番地）　0296-32-1111 |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| 連絡先 | 市民生活部　保険年金課　（茨城県結城市中央町２丁目３番地）　0296-32-1111 |

| 9. 規則第9条第2項の適用 | [　　]適用した |
|---|---|
| 適用した理由 | |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [　1万人以上10万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| | いつ時点の計数か | 令和7年3月7日 時点 |
| **2. 取扱者数** | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [　500人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 令和7年3月7日 時点 |
| **3. 重大事故** | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | | [　発生なし　]<br>＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| | [ 基礎項目評価書 ] | ＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **3. 特定個人情報の使用** | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** | | [ ]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** | | [ ○ ]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [ ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** | [ ]接続しない（入手） | [ ]接続しない（提供） |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 8. 人手を介在させる作業 | | [　　]人手を介在させる作業はない |
|---|---|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を厳守している。上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。<br>・ 個人番号及び本人情報のデータベースへの入力<br>・本人情報が記載された申請書の廃棄 | |

| 9. 監査 | |
|---|---|
| 実施の有無 | [ ○ ] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査 |

| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | |
|---|---|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [　　十分に行っている　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |

| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | | [　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する |
|---|---|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]<br><br>＜選択肢＞<br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要のない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう説明している。また、医療福祉システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | |

## 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成29年12月1日 | Ⅰ関連情報　3.個人番号の利用　法令上の根拠 | 番号法第9条第2項，茨城県医療福祉対策要綱，結城市医療福祉費支給に関する条例 | 番号法第9条第1号　別表第一（37，56，84の項）　番号法第9条第2項，茨城県医療福祉対 | 事後 | 内容の見直し |
| 平成29年12月1日 | Ⅰ関連情報　4.情報ネットワークシステムによる情報連 | 未定 | 実施する | 事後 | 内容の見直し |
| 平成29年12月1日 | Ⅰ関連情報　4.情報ネットワークシステムによる情報連 | | 番号法第19条第7号　別表第二（54，74,108の項） | 事後 | 内容の見直し |
| 平成29年12月1日 | Ⅰ関連情報　5．評価実施機関における担当部署 | 保険年金課長　増山　誠 | 保険年金課長　山中　健司 | 事後 | 人事異動 |
| 平成29年12月1日 | Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつの時点の計数か | 平成27年9月1日時点 | 平成29年12月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成29年12月1日 | Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつの時点の計数か | 平成27年9月1日時点 | 平成29年12月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成31年3月15日 | Ⅰ関連情報　3.個人番号の利用　法令上の根拠 | 番号法第9条第1号　別表第一（37，56，84の項）　番号法第9条第2項，茨城県医療福祉対 | 番号法第9条第1号　別表第一（37，45，56，84の項）　番号法第9条第2項，茨城県医療福祉 | 事後 | 内容の見直し |
| 平成31年3月15日 | Ⅰ関連情報　4.情報ネットワークシステムによる情報連 | 番号法第19条第7号　別表第二（54，74,108の項） | 番号法第19条第7号　別表第二（54，65，74,108の項） | 事後 | 内容の見直し |
| 平成31年3月15日 | Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつの時点の計数か | 平成29年12月1日時点 | 平成31年3月15日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成31年3月15日 | Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつの時点の計数か | 平成29年12月1日時点 | 平成31年3月15日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成31年3月15日 | Ⅰ関連情報　5．評価実施機関における担当部署 | 保険年金課長　山中　健司 | 保険年金課長 | 事後 | 役職名表記に修正 |
| 平成31年3月15日 | リスク対策１～９ | 項目なし | リスク対策１～９への記載 | 事後 | 項目追加 |
| 令和2年3月27日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>1．対象人数 | 平成31年3月15日時点 | 令和2年3月16日時点 | 事後 | 時点変更 |
| 令和2年3月27日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>2．取扱者数 | 平成31年3月15日時点 | 令和2年3月16日時点 | 事後 | 時点変更 |
| 令和3年3月10日 | Ⅰ関連情報　5．評価実施機関における担当部署　①部署 | 保健福祉部保険年金課 | 市民生活部保険年金課 | 事後 | 部署名変更 |
| 令和3年3月10日 | Ⅰ関連情報　7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請 | 保健福祉部保険年金課医療福祉係　茨城県結城市結城1447番地　0296-32-1111 | 市民生活部保険年金課　茨城県結城市中央町２丁目３番地　0296-32-1111 | 事後 | 部署名変更　所在地変更 |
| 令和3年3月10日 | Ⅰ関連情報　8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する | 保健福祉部保険年金課医療福祉係　茨城県結城市結城1447番地　0296-32-1111 | 市民生活部保険年金課　茨城県結城市中央町２丁目３番地　0296-32-1111 | 事後 | 部署名変更　所在地変更 |
| 令和3年3月10日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>1．対象人数 | 令和2年3月16日時点 | 令和3年3月3日時点 | 事後 | 時点変更 |
| 令和3年3月10日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>2．取扱者数 | 令和2年3月16日時点 | 令和3年3月3日時点 | 事後 | 時点変更 |
| 令和3年9月1日 | 4．② | 番号法第19条第7号　別表第二（５７，６５，７４，１０８の項） | 番号法第19条第8号　別表第二（５７，６５，７４，１０８の項） | 事後 | 番号利用法の号ズレ対応 |
| 令和5年3月10日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>1．対象人数 | 令和3年3月3日時点 | 令和5年3月6日時点 | 事後 | 時点変更 |
| 令和5年3月10日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>2．取扱者数 | 令和3年3月3日時点 | 令和5年3月6日時点 | 事後 | 時点変更 |
| 令和6年3月15日 | 表紙　公表日 | 令和5年3月10日 | 令和6年3月15日 | 事後 | 時点変更 |
| 令和6年3月15日 | Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③ | 医療福祉システム、宛名管理システム、中間サーバー | 医療福祉システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索、電子申請機能、申 | 事後 | 内容変更 |
| 令和6年3月15日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>1．対象人数 | 令和5年3月6日時点 | 令和6年3月11日時点 | 事後 | 時点変更 |
| 令和6年3月15日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>2．取扱者数 | 令和5年3月6日時点 | 令和6年3月11日時点 | 事後 | 時点変更 |
| 令和6年3月15日 | | | 評価書中の「カンマ」の記載を「読点」に変更 | 事後 | 内容変更 |
| 令和7年3月14日 | 表紙　公表日 | 令和6年3月15日 | 令和7年3月14日 | 事後 | 時点変更 |
| 令和7年3月14日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>1．対象人数 | 令和6年3月11日時点 | 令和7年3月7日時点 | 事後 | 時点変更 |
| 令和7年3月14日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>2．取扱者数 | 令和6年3月11日時点 | 令和7年3月7日時点 | 事後 | 時点変更 |
| 令和7年3月14日 | Ⅰ関連情報<br>3．個人番号の利用 | 番号法第9条第1号　別表第一（37、45，56、84の項）　番号法第9条第2項、茨城県医療福祉 | 番号法第9条第2項、茨城県医療福祉対策要綱、結城市医療福祉費支給に関する条例 | 事後 | 内容の見直し |
| 令和7年3月14日 | Ⅰ関連情報<br>4．情報提供ネットワークシス | 番号法第19条第8号　別表第二（57、65、74、108の項） | 番号法第19条第9号 | 事後 | 番号利用法の号ズレ対応 |
| 令和7年3月14日 | Ⅳリスク対策<br>4．特定個人情報ファイルの | ［○］委託しない | 十分である | 事後 | 内容の見直し |